

岩手県告示第633号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成28年7月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 平成28年7月13日
- 2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称
 - (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
 - (2) 名称 岩手県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 陸前高田市広田町字袖野332番地及び334番地地先水面
 - (2) 区域 別紙図面のとおり。
 - (3) 面積 217.447平方メートル
- 4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成27年2月10日岩手県指令漁港第591号
- 5 埋立地の所在市町村 陸前高田市

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。